

平成25年度版

札幌市

医療安全支援センター 事業概要

— 市民と医療提供施設のよりよい関係をめざして —

もくじ

- はじめに P 1
- 札幌市医療安全支援センターの概要 P 1
- 札幌市医療安全相談窓口 P 2 ~ 11
 - 市民相談状況 P 2
 - 市民相談事例 P 3 ~ 11
- 医療安全講習会等 P 12 ~ 13
- 札幌市医療安全推進協議会 P 14

はじめに

札幌市では、平成16年度に「札幌市医療安全相談窓口」を開設し、市民からの様々な医療に関する相談に対応しております。平成18年度には「札幌市医療安全推進協議会」を発足させ、この2つを柱とする「札幌市医療安全支援センター」を保健所内に設置し、中立的な立場から、市民と医療提供施設間の問題解決の支援を行っているところです。

本センターの設置以降、医療安全相談窓口に寄せられる市民相談は年々、増加し、平成20年度からは、毎年度1,000件を超える多くの相談が寄せられ、平成25年度は過去最大の1,637件の相談がありました。相談内容は、例年、診療内容や医療従事者の対応・態度に関する相談などが多数を占めております。

本事業概要では、このような医療安全相談窓口に寄せられた市民相談の状況や相談事例を中心に、札幌市医療安全支援センターの代表的な事業を紹介しております。実際の相談事例等を知ることは、日々患者さんと接する医療従事者の皆様にとっても大変有意義なことであると考えられます。

本事業概要が、多くの医療提供施設の皆様に活用され、安全・安心な医療の提供及び患者さんとの信頼関係の構築に寄与されることを期待しております。

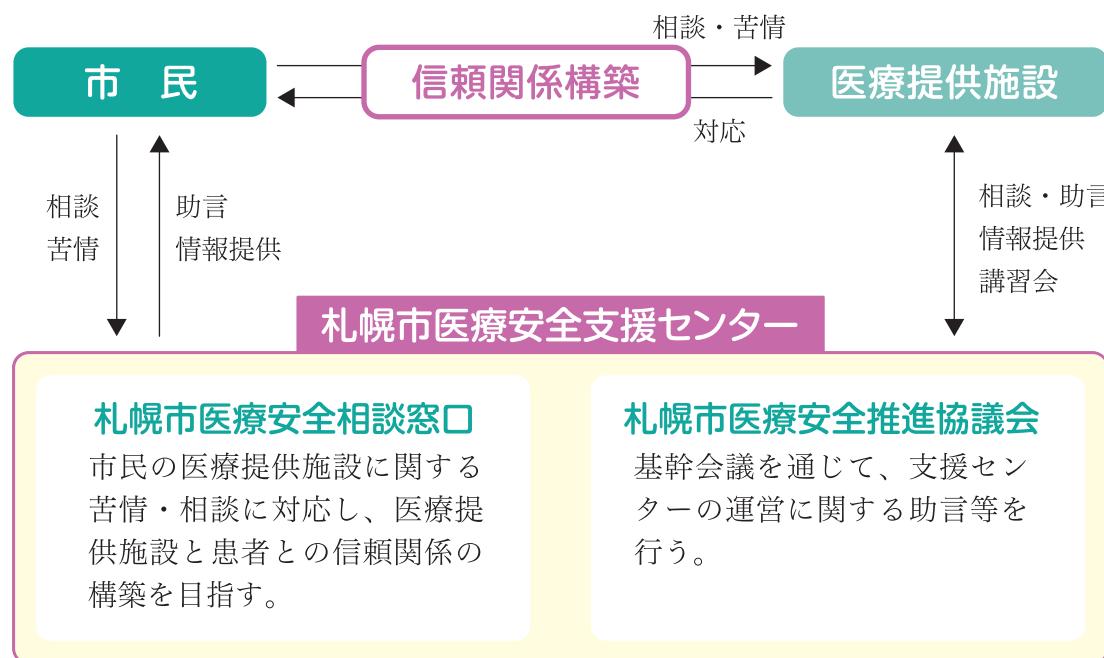
また、本市では、医療施策のさらなる推進を目指して、平成23年度に「さっぽろ医療計画」を策定いたしました。本計画の中で、医療安全対策は重要な施策の一つとして位置付けております。平成25年度には、さっぽろ医療計画の一環として、医療に関する基礎知識を市民にわかりやすく情報提供する冊子「さっぽろ医療ガイド」を発行いたしました。市民が、身近な地域で安全・安心な医療サービスを選択し、主体的に医療に参加できるよう、このような取組みも行っています。

最後に、この事業概要の取りまとめにあたり、多大な御協力をいただきました札幌市医療安全推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係各所の皆様方に心から感謝申し上げます。

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

札幌市医療安全支援センターの概要

札幌市医療安全支援センター（以下、支援センター）は、医療法第6条の11に基づき設置され、札幌市医療安全相談窓口（以下、相談窓口）と札幌市医療安全推進協議会（以下、協議会）を柱として、市民と医療提供施設の信頼関係の構築を目指している。



札幌市医療安全相談窓口

相談窓口では、市民からの医療提供施設に関する相談・苦情に対応し、中立的な立場から助言・情報提供等を行うことにより、医療提供施設と市民との信頼関係の構築を目指している。

平成25年度 市民相談状況

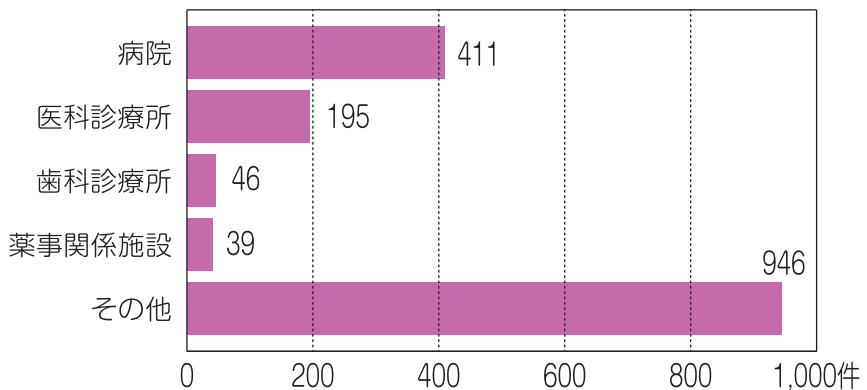
平成25年度
(H25.4.1～H26.3.31)

1,637 件

(参考:平成24年度 1,389件)

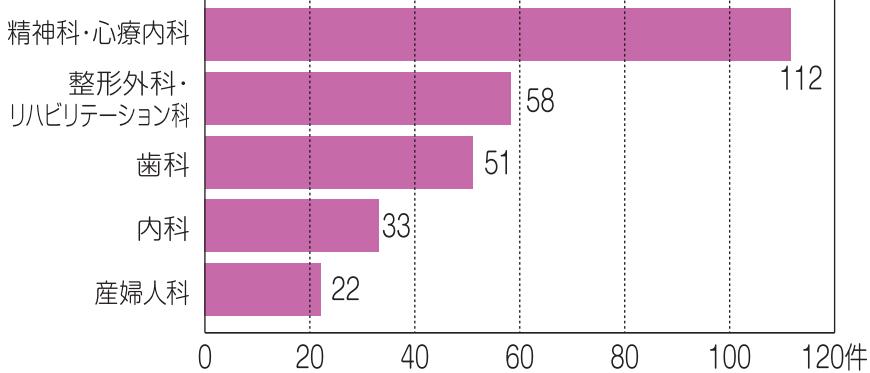
相談対象施設

- 全体の約4分の1が病院に関する相談であった。
 - 施設判明分において、病院が大部分を占める傾向は、昨年度と同様であった。
- ※「薬事関係施設」
薬局、医薬品・医療機器販売業者等
「その他」
施術所、施設が明らかでないもの



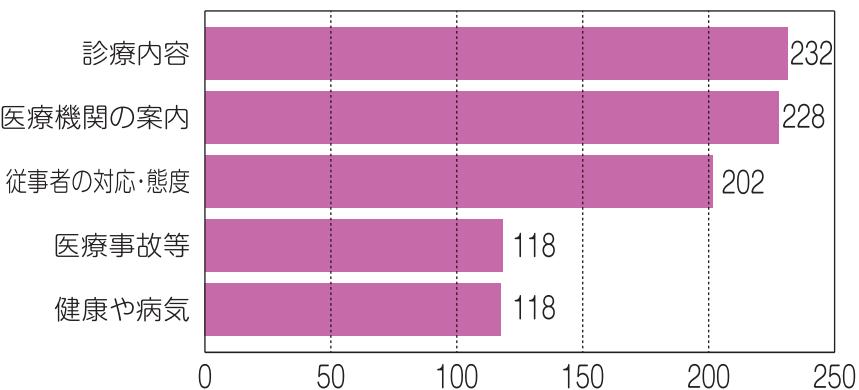
相談対象診療科目

- 昨年度と同様に「精神科・心療内科」に対する相談が最も多かった。
 - 「精神科・心療内科」、「整形外科・リハビリテーション科」、「歯科」、「内科」が上位となる傾向は、昨年度と同様であった。
- ※診療科目が判明したものの内、上位5科目を掲載。



相 談 内 容

- 「診療内容」に関する相談が最も多く、次いで「医療機関の案内」に関する相談が多くかった。
 - 「診療内容」、「医療機関の案内」及び「従事者の対応・態度」が上位となる傾向は、昨年度と同様であった。
- ※相談者の主訴に基づいて分類し、上位5項目を掲載。



※「相談状況」の詳細については、札幌市医療安全支援センターのホームページに掲載しております。
ホームページアドレスは裏表紙を参照ください。

市民相談事例

平成25年度に市民から相談窓口に寄せられた相談事例を紹介します。

この相談事例をもとに、「自分たちならどうするか」、「より良い対応はないだろうか」など、医療提供施設のスタッフの皆様で話し合っていただくことを期待しています。

診療内容

相 談事例 1

○○症の疑いがあるとのことで、××という注射を打ち、血圧を高めて検査をすることとなった。脳梗塞が起こると困るし、苦しいのにわざわざ血圧を高めて検査をする必要があるのか。

相 談事例 2

毎週1回、胸のレントゲンを撮っているが、そこまでの必要があるのか疑問である。
体に良くないとも聞いており、心配である。

相 談事例 3

処方される薬が自分に合っていないような気がするが、医師に伝えても同じ薬を出し続ける。
どうしたらいいか。

対応1~3

診療内容については、医師の医学的判断に基づくものであるため、当窓口で判断することはできないと説明した。
まずは主治医とよく話し合い、疑問に思うことなどについて相談してみてはどうかと助言した。
また、医療機関によっては、患者相談窓口を設置している場合もあるので、そちらの窓口も利用してはどうかと助言した。

アドバイス

当窓口に寄せられる相談で一番多いのが「診療内容」に関することです。

診療内容については、当窓口でその当否を判断できるものではありませんので、主治医とよく相談するよう説明しておりますが、「聞いても十分な説明をしてくれない。」、「病院が信用できない。」など、医療提供施設と患者さんとの信頼関係が十分に構築されていないことが一因ではないかと思われます。

また、「 unnecessary examination 」という相談もあれば、「検査をほとんどせずに薬だけ出している。」という相談もあります。検査を行うとき、あるいは患者さんから希望があった検査を行わないときは、その目的や必要性などを患者さんに説明することが重要です。

患者さんへ丁寧な説明を行い、良好な信頼関係を保てるよう、御配慮願います。

従事者の対応態度

相談事例1

かぜをひいたため受診したところ、症状をうまく説明できなかつたからか、医師から馬鹿にされた態度をとられた。パンフレットを渡され、「100回読めよ」などと言われた。

医師には、自分が傷ついたことを真摯に受け止めて、謝罪してほしい。

相談事例2

病院の廊下で、看護師2名が、高齢の患者さんに対し、「そんなことをしていたら、看護師さんに迷惑がかかるでしょ!」などと怒鳴りつけていた。

他の患者さんにも聞こえるような場所で怒鳴られて、患者さんがかわいそうである。

相談事例3

心療内科に通院している。薬を増やしたくなかったので、サプリメントを飲んでも問題ないか、かかりつけの調剤薬局の薬剤師に相談したところ、医師に相談するよう、怒鳴るように言われた。

そのことで、ここ最近は食事も取れないほど体調が悪い。

対応1~3

相談内容を傾聴した上で、従事者の対応・態度については、個人の資質によるところが大きく、法令等で規制されている事項ではないため、指導できないことを説明した。病院内に設置されている患者相談窓口や診療所・薬局等の管理者に相談するなど、医療提供施設側とよく話し合うよう助言した。

相談者が医療提供施設への伝達を希望した事例では、このような申し出があつたことを施設にお伝えした。

アドバイス

医療従事者の対応・態度が悪い、という相談は非常に多く寄せられております。中には、「このような病院は許可を取り消すべきである。」、「こんなひどい医師は免許を取り上げるべきだ。」と訴えて来られる方もいらっしゃいます。

医療従事者の対応・態度については、保健所で指導できる内容ではありませんが、相談者からの希望があれば、医療提供施設へ、相談内容について情報提供をさせていただく場合もあります。その際は、医療提供施設内で情報を共有していただき、改善すべき点はなかつたかどうかなどについて検討していただくよう、お願いいたします。

【関係法令】

■ 医療法第15条第1項

「病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。」

■ 薬事法第8条第1項

「薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。」

相談事例1

2週間ほど前に自宅で転び足を痛めた。

近くの整形外科を受診し、レントゲンを撮ってもらったところ、骨折はしていないので安静にするようにと診断され、2週間分の痛み止めを処方された。

2週間たっても良くならないので、再度同じ整形外科を受診し、新たにレントゲンを撮ってもらい、別の医師に診てもらったところ、圧迫骨折していると診断された。

誤った診断をしたことについての謝罪はない。

対応1

一般的に医療は結果を保証するものではなく、医療水準に見合った診察がされていれば、結果的に診断が間違っていたとしても、必ずしも医療ミスとして判断されるわけではない。

医療機関の責任を問いたい場合は、直接医療機関と話し合いするか、訴訟等で司法の判断を仰ぐ方法もある。

相談事例2

歯科診療所で治療を受けていたが、金具が折れて取れなくなり、他の病院で治療を受けた。

病院でかかった治療費は歯科診療所が負担してくれることになっているが、インターネットなどを見ると、交通費や休業補償、慰謝料などを請求できるとあった。

どの程度の請求ができるのか。

対応2

補償等の金額は、当事者間の話し合いによって決めるものである。話し合いで折り合いがつかなければ、訴訟等で司法の判断を仰ぐ方法もある。

札幌弁護士会が行っている、医療ADR（裁判外紛争解決手続）という制度もある。

相談事例3

家族が血しょう交換の処置を受けたが、カテーテルを挿入する際に血栓が発生し、これが脳に達して脳梗塞を発症した。脳梗塞に対する処置が行われ、退院したが障がいが残ってしまった。

病院側はミスを認めているが、保健所から指導はあるのか。患者としてどのような対応をすべきか。

対応3

保健所では、医療過誤であるかの決定やそれに関する指導を行うことはできない。

まずは病院とよく話し合い、処置の内容などの十分な説明を受けてみてはどうか。

どうしても納得できないのであれば、訴訟等で司法の判断を仰ぐ方法もある。

アドバイス

「医療事故・医療過誤」の相談件数は毎年上位となっておりますが、相談者から「医療事故ではないのか」という申し出があったものを計上しておりますので、必ずしも医療事故等として認定されたものではありません。

医療機関側としては通常の治療を行っていても、患者さん側が医療ミスではないかと疑い、医療従事者の責任を問いたいという相談が多く寄せられております。

医療事故かどうかを当窓口で判断することはできませんので、弁護士等に相談することを案内しておりますが、訴訟には時間も費用もかかりますので、できれば訴訟とならないよう、患者さんから医療事故・診断ミスであるなどの相談を受けた際には、診断内容や治療の経緯・結果等について、十分な説明を行うことが望ましいと考えます。

一方、事例3にあるように、医療機関側の責任で患者さんに健康被害が発生した場合には、患者さんやその家族の方に丁寧な説明を行うとともに、再発防止のための対策をとることも重要です。このように、院内でインシデント・アクシデントが発生した場合には、必要な処置を行った後、院内規定等に従って報告を行い、責任者の指示を仰ぎましょう。また、インシデント・アクシデントの記録を残すとともに、スタッフ間で情報共有することも大切です。

【関係法令】

■ 医療法施行規則第1条の11第1項第4号

「医療機関の管理者は、医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策を講ずること。」

【参考】

■ 札幌弁護士会紛争解決センターが運営する医療ADRについて

裁判より早く(3か月以内での解決を目指しています。)かつ少額の費用で、話し合いによる解決を図ることが期待できます。

患者さん、ご家族だけでなく、医療機関も申立てを行うことができます。

医療事故について患者さん側の代理人として取り組むことの多い弁護士1名、医療機関側の代理人として取り組むとの多い弁護士1名の合計2名の弁護士が調停人として、中立的な立場で調停を行います。

手続、費用の詳細につきましては、札幌弁護士会にお問い合わせ下さい。

札幌弁護士会ホームページ:<http://www.satsuben.or.jp/>
電話:011-251-7730

相談事例1

病院に入院していたが、希望していないのに個室に移され、1日あたり5,000円程度の差額ベッド代を請求された。支払はしたが、払う必要はあったのか。

対応1

個室への入院を患者が希望していない場合、医療機関側は差額ベッド代を請求できない。
どのような根拠で請求を受けたのか、病院に確認してみてはどうか。

相談事例2

歯科診療所で、治療開始前に治療費を一括で支払ったが、この診療所に不信感を持ったため、治療を止めることとした。

治療費の返金を求めたところ、治療開始前だったにもかかわらず、支払額の3分の1程度になると言われた。

相談事例3

歯科診療所に通院していたが、この診療所が廃止となり、別の診療所で治療をするという文書が届いた。その医療機関は評判が良くなく、信用できないため、治療したくないと思っている。

治療費は前払いしてしまっているため、治療費の返還を請求したい。

対応2~3

治療費については、保健所で対応できるものではないため、直接医療機関と話し合いするか、訴訟等で司法の判断を仰ぐこととなると伝えた。

アドバイス

治療費等については、上記の他にも「大した処置はしていないのに〇〇円も取られた。」、「おむつ代が高い。」などの相談も寄せられています。必要があって算定されたものであっても、治療費に関する制度は複雑であるため、患者さんとしては不當に高額であると感じる場合もあるようです。費用に関する質問があった際には、患者さんに対し、算定根拠となる資料を示すなど、適切に説明することが重要です。

また、診療契約の内容に対する認識が互いにずれていたことから、トラブルになることもあります。診療契約を結ぶ際には、患者さんに対し治療の内容や必要性を説明すると共に、契約内容について、文書で取り交わすなど十分な情報提供を行いましょう。

相談事例1

見舞いのため、ある病院に数回訪れたことがあるが、トイレを使用したところ、病院職員が手洗いをせずに外へ出していく場面を何回か目撃した。

病院入口には手指消毒剤が設置され、ポスター等でノロウイルス・インフルエンザなどへの注意喚起がされているのに、病院職員の感染対策がしっかり行われていないことが不安である。

患者側から病院に申し入れしても聞き入れてもらえないため、保健所から指導してほしい。

対応1

当該病院に対し、上記のような相談が寄せられたこと、院内感染対策に手洗いは最も基本となることを伝え、院内での周知等を行っていただきたい旨を伝えた。

相談事例2

家族が入院しているが、同室の患者がノロウイルスに罹っているため、家族に感染するのではないかと心配している。

ノロウイルスの患者は隔離すべきではないか。保健所から指導できないか。

対応2

ノロウイルスの患者を隔離するよう、保健所から指導することはできない。
不安であれば、部屋を替われないかなどの希望を病院に伝えてはどうか。

アドバイス

平成25年度のノロウイルスによる院内感染は、平成24年度に比べ減少したものの、数件の発生が保健所に報告されました（報告基準は下記の【参考】のとおり）。

各施設ではノロウイルス対策マニュアル等を作成していただいていると思いますが、マニュアルが各スタッフに浸透せず、院内感染が発生している事例が見られます。

事例1のように、手洗いは、院内感染対策のために最も基本となりますので、スタッフへの周知・徹底をよろしくお願いいたします。

また、事例2のように、患者さんやその家族の方が、自分や家族に感染しないか不安に感じることもあります。病室の都合でノロウイルスに感染した患者さんを隔離できない場合は、カーテン等で各ベッドを仕切るなどして、感染拡大を防止する方法を取ることが望ましいと考えます。

【参考】

■ 感染性胃腸炎（疑）院内発生時の報告基準について

- ア 同一の感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

インフォームドコンセント

相談事例1

家族が入院しているが、自分たちの了解なく、胃ろうが造設されていた。なぜ説明なく胃ろうを行っているのか病院に聞いたところ「確認して後ほど回答する。」と言われたが、信用できない。病院側が患者・家族に説明せずに勝手に胃ろうを行うことは問題ないのか。

相談事例2

入れ歯を作つてもらい、その固定のための金属やワイヤーを装着するために、両隣の歯と奥歯を削られた。歯を削る前に説明は受けていない。歯科医師に話をしようと思うが、どのように話をすればよいか。

対応1~2

医療従事者は、適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めることとされているので、まずは医療機関に対して説明を求め、その点を確認してみてはどうか。

アドバイス

事例にあるように、説明もなく処置・検査をされたという相談が寄せられています。医療機関側としては説明したつもりでも、患者さんにうまく伝わっていないことがあります。このようなトラブルが発生することがあります。

日頃から、医療従事者と患者さんがコミュニケーションをとりやすい環境を整え、治療方針などの説明を適切で分かりやすく行うように心がけましょう。

【関係法令】

■ 医療法第1条の4第2項

「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」

情報開示

相談事例

家族が、あるクリニックに通っていたが、体調が急に悪くなつたため、他の病院に行ったところ「なぜここまで放つておいたのか。」と言われた。

前からクリニックで診察を受けていたはずなのに、このような事態になったことに納得がいかない。クリニックにカルテのコピーの交付を希望したところ、できないと言われた。

対応

カルテ開示については、本人からの求めがあれば、開示することが原則となる。開示しないということであれば、その理由について医療機関側に確認してみてはどうか。

アドバイス

「カルテを開示してくれない。」、「検査結果を見せてもらえない。」など、情報開示に関する相談が寄せられております。

患者さんの個人情報については、本人からの申し出があった場合は、原則開示することとされています。患者さんとのトラブルを未然に防止するため、下記の通知を参考に、院内規則等で開示のルールを定めておくと良いでしょう。

【関係法令】

■ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(厚労省通知) <<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>>

相談事例

通っていた診療所の医師が、体調不良のため診察できなくなつたので、紹介状を作成してもらい別の診療所で診察を受けることとした。

予約して、紹介状を持って行ったにもかかわらず、その診療所の医師からは「うちでは診られない。」と言われた。これは診療拒否ではないか。

対応

診療所に相談内容を伝えたところ、「痛みがあるとのことだったので、整形外科の受診を勧めたが、診療拒否と思われてしまったようだ。診療を拒否したつもりはない。」との回答があった。

診療所から相談者へ事情を説明するということとなった。

アドバイス

「紹介状がないと診られないと言われた。」、「理由もなく診療を拒否された。」などの相談も寄せられています。紹介状がない場合は、「紹介状があれば、スムーズに診療を受けられるので、以前通っていた医療機関からもらうことはできませんか。」など、丁寧に説明すると良いでしょう。

また、事例にあるように、診療拒否をしたつもりがなくても、患者さんがそのように感じてしまうこともあります。このような場合は、「○○の症状についてはうちで診ますので、△△の症状については、△△科に診てもらってはどうでしょうか。」という説明をすれば、患者さんも不安に感じることはないと思われます。

【関係法令】

■ 医師法第19条第1項

「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」

■ 薬事法施行規則第11条の11

「薬局開設者は、調剤の求めがあった場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師に調剤させなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、この限りでない。」

■ 薬剤師法第21条

「調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」

※正当な事由とは…

- ・医師の不在または病気等により事実上診療が不可能な場合
- ・休日夜間診療所、休日夜間当番医制などの方法により地域における急患診療が確保され、かつ地域住民に十分周知徹底されているような休日夜間診療体制が敷かれている場合において、医師が来院した患者に対し、休日夜間診療所などで診療を受けるよう指示する場合（ただし、必要な応急の措置を施さねば患者の生命、身体に重大な影響が及ぶおそれがある場合を除く）
- ・社会通念上妥当と認められる場合

相談事例1

調剤薬局で薬(シロップ剤)をもらい、服用しようとしたところ、薬袋には自分の名前が書かれていたが、シロップ剤が入ったボトルには違う人の名前のシールが貼ってあつた。

今後、同じようなことがないように指導してほしい。

対応1

薬局に相談内容を伝えたところ、「薬品は間違っていなかったが、別の患者のシールを貼ってしまったようだ。患者に対しては、文書で説明し謝罪したい。」との回答があった。

薬局に対しては、再発防止策を講じるよう、指導した。

相談事例2

調剤薬局で一包化してもらっているが、薬が抜けていることがよくある。
指導してもらえないか。

対応2

薬局に相談内容を伝えたところ、「古い分包機を使っており、カセットの調子が悪いものがある。新しいカセットを発注済みだが、納品までもう少しかかると聞いている。」とのことであった。

薬局に対しては、分包機の不具合を早期に発見し、事故を防止するため、定期的に点検を実施して記録すること等について指導した。

アドバイス

事例1のケースでは、結果的には必要な薬を交付したことになりますが、患者さんやその家族に不安を与えてしました。また、個人情報保護の観点からも適切ではありません。

鑑査の際には、薬剤の種類・数だけでなく、名前にも誤りがないか確認するようにしましょう。

事例2のケースでは、患者さんが気付かなければ、必要な薬を服用することができず、健康被害が発生した可能性もあります。このようなことがないように鑑査をしっかり行って再発を防止するとともに、分包機を定期的に点検することが必要です。

【関係法令】

■ 医療法第15条第1項

「病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。」

■ 薬事法第8条第1項

「薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。」

医療安全講習会

当支援センターでは、医療提供施設における医療安全対策の推進を図ることを目的に、毎年度、医療安全講習会を開催している。

平成25年度は、「医療機関におけるクレーム対応と医療訴訟における最近の判例動向」をテーマとして、2回開催した。

「医療機関におけるクレーム対応と 医療訴訟における最近の判例動向」

- ・日時：平成25年10月24日（木） 19：00～20：30
平成25年10月25日（金） 19：00～20：30
- ・場所：WEST19 5階講堂（札幌市中央区大通西19丁目）
- ・講師：札幌弁護士会 紛争解決センター運営委員会
副委員長 坂本 大蔵 弁護士
委 員 仲田 亮 弁護士
委 員 繩野 歩 弁護士
- ・参加者数：685名



院内感染対策セミナー

各医療機関の実情に即した院内感染対策の向上を図るため、病院の看護師を対象に、少人数制による参加型のセミナーを開催した。

平成25年度は、「感染対策の基本である標準予防策に関する知識と手順」をテーマに、2回開催し、講義・演習（吐物処理方法）・Q&Aを行った。

●テーマ

「感染対策の基本である 標準予防策に関する知識と手順」

- ・日時：平成25年11月22日（金）18:00～20:00
平成25年12月6日（金）18:00～20:00
- ・講師：手稻渓仁会病院 感染管理認定看護師
小池 ひとみ 氏
猫宮 由美子 氏
- ・場所：WEST19 2階研修室（札幌市中央区大通西19丁目）
- ・参加者数：68名



市民対象の講座（出前講座）

「出前講座」は、市民グループなどからの申込みに応じて、札幌市職員が地域に出向き、市の事業等について説明を行うものであり、平成23年度から、医療安全に関する出前講座「賢い患者になりましょう！～上手なお医者さんのかかり方」を実施している。

出前講座 「賢い患者になりましょう！～上手なお医者さんのかかり方」

- ・講師：札幌市保健所医療政策課職員
- ・内容：医療に関する市民相談事例の紹介、医療機関を受診する際の留意事項等
- ・実施回数：39回（町内会：12件 老人クラブ：8件 など）
- ・参加者数：1,250名

札幌市医療安全推進協議会

協議会では、札幌市の医療安全施策及び医療安全支援センターの運営方針等について、評価・助言・提案等を行っている。

平成25年度は、医療安全対策全般について検討する「基幹会議」を2回開催した。

会議要旨

第1回基幹会議（平成25年7月12日）

【札幌市医療安全支援センターの年間の活動について協議】

- 平成24年度 札幌市医療安全推進協議会基幹会議及び医療安全推進事業の実施報告
 - ・「市民相談結果の概要」及び「医療安全講習会の実施結果」等について報告し、了承を得た。
- 平成25年度 札幌市医療安全推進協議会の運営方針及び医療安全推進事業について
 - ・基幹会議の運営方針、医療安全講習会及び院内感染対策セミナー等の開催予定について説明し、了承を得た。

第2回基幹会議（平成26年3月12日）

【相談事例の紹介及び講習会等について協議】

- 医療安全相談窓口に寄せられた相談の報告について
- 医療安全講習会等の結果報告について
 - ・平成25年度に実施した医療安全講習会・院内感染対策セミナーについて報告し、了承を得た。
- 次年度の医療安全講習会等について協議
 - ・医療安全講習会は「医療事故防止に向けた取組」をテーマとすることで、了承を得た。
 - ・院内感染対策セミナーは、引き続き実施することで、了承を得た。

本会議の資料等は、札幌市医療安全支援センターのホームページに掲載しております。ホームページアドレスは裏表紙をご覧ください。

札幌市医療安全相談窓口のご案内

札幌市医療安全支援センターでは、市民からの医療提供施設に関する相談に対応し、問題解決の支援を行うための窓口として、札幌市医療安全相談窓口を設置しております。

相談専用電話：011-622-5159

受付時間：9:00～12:00 13:00～15:00

(月～金曜日；祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。)

医療提供施設の皆様へのお願い

札幌市医療安全支援センターに寄せられた市民からの相談について、医療提供施設へ情報提供させていただく場合がございます。患者と医療提供施設とのより良い信頼関係を構築するための助言と位置付けておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

札幌市医療安全推進協議会委員

浅水 正	札幌弁護士会
五十嵐 利幸	札幌薬剤師会副会長
小山田 玲子	北海道大学病院感染制御部看護師長
今眞人(会長)	札幌市医師会副会長
高橋結子	北海道看護協会専務理事
苗代智子	日本医療安全調査機構北海道地域事務局
中川英俊(副会長)	札幌歯科医師会理事
中田浩雅	札幌病院薬剤師会常任理事
中山礼奈	北海道医療ソーシャルワーカー協会副会長
南須原康行	北海道大学病院医療安全管理部長

(50音順 敬称略)

*札幌市医療安全支援センターの活動については、札幌市公式ホームページ内に掲載しております。

札幌市医療安全支援センターについてのホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenhien/index.html>

札幌市医療安全支援センター事業概要(平成25年度版)

平成26年9月発行

発行(事務局)：札幌市保健福祉局保健所医療政策課

電話：011-622-5162

